

携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

令和4年度予算案 1,500百万円
 令和3年度補正予算額 1,301百万円
 (令和3年度当初予算額 1,514百万円)

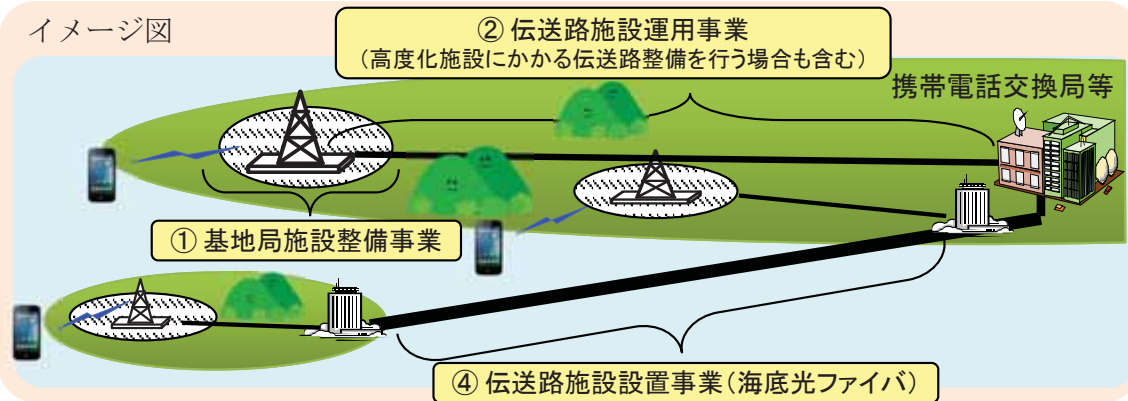
<山村地域への補助実績（R2年度）>
 ・整備箇所：30箇所（21市町村）
 ・実績額：計611百万円

施策の概要

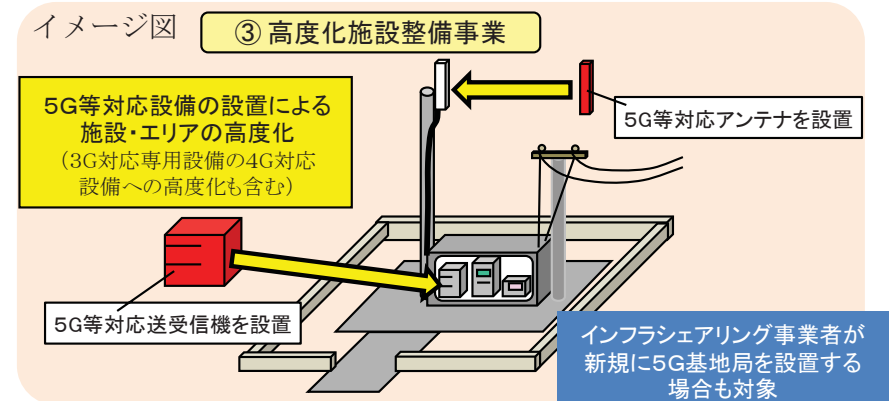
事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 【複数社参画の場合】 国 2/3 都道府県 2/15 市町村※1 1/5 ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※2	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助		【1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3※3 離島市町村 1/3 ※3：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※2、本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

イメージ図



イメージ図



令和4年度山村振興関係予算概算要求の概要（高度無線環境整備推進事業）

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）〔 令和4年度予算案：3,683百万円
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等 〔 令和3年度当初予算額： 3,682百万円 〕
 エ 負担割合：

（自治体が整備する場合）

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

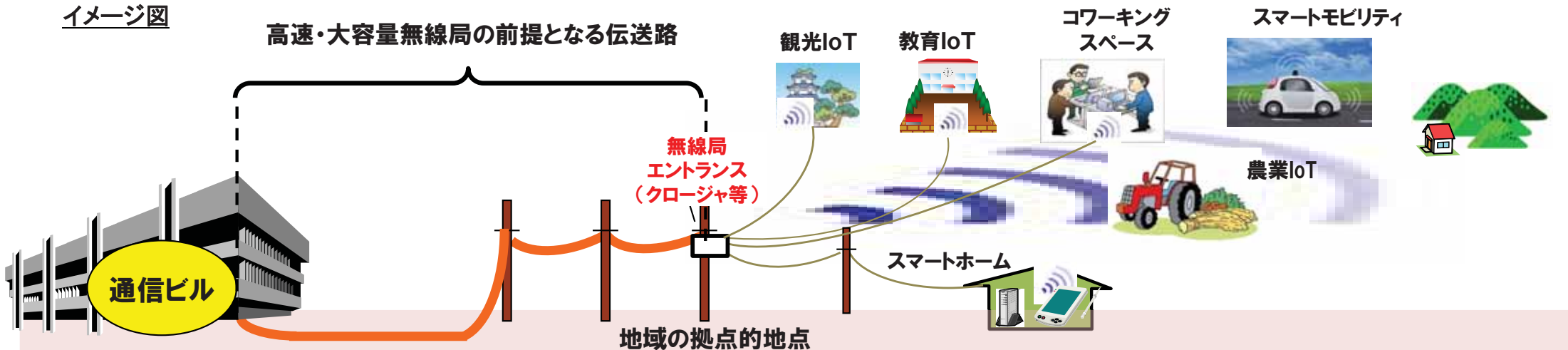
国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

イメージ図

高速・大容量無線局の前提となる伝送路



〔参考〕 令和2年度における山村地域への補助実績（交付団体：計93団体、実績額：計14,027百万円）

放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

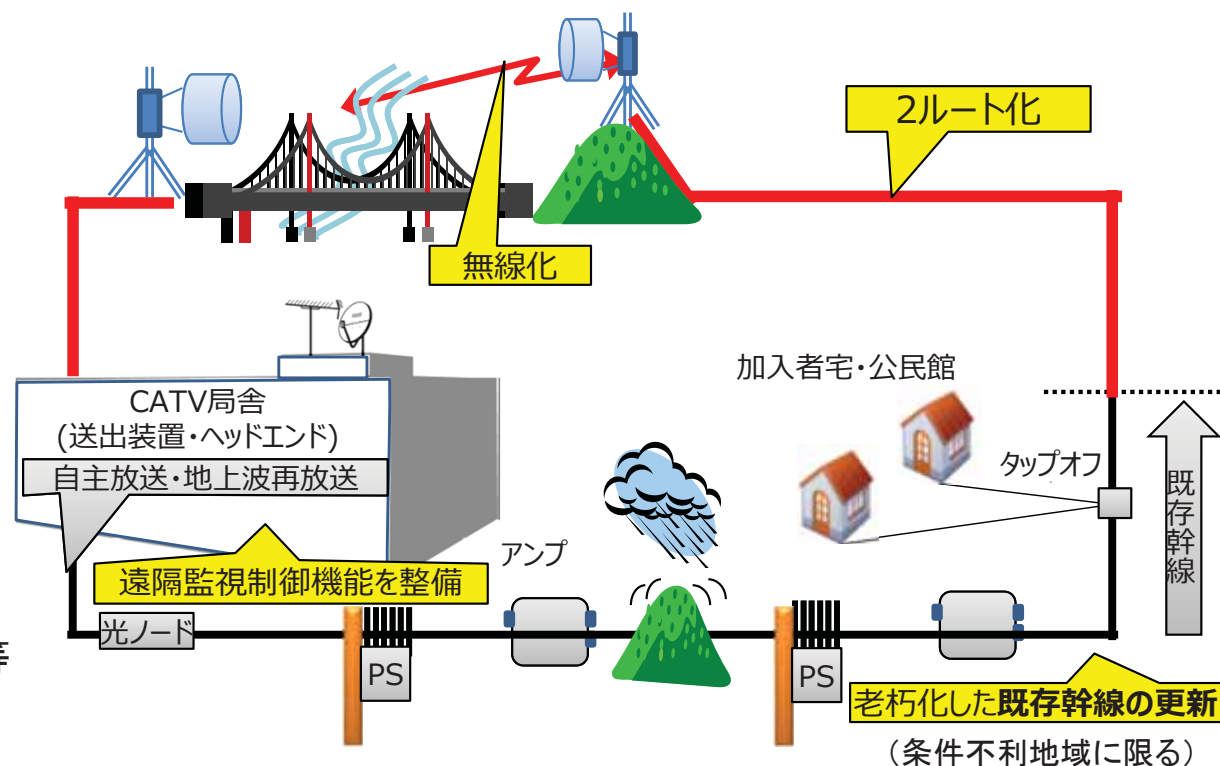
- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。
 - ① ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
 - ② 条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
 - ③ 監視制御機能の強化等
 について、要する費用の一部を補助する。

【令和4年度予算案 1.9億円】
 （令和3年度予算 2.3億円）

※地上基幹放送ネットワーク整備事業等と併せた
 「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

事業イメージ

- 補助対象
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助率
 (1) 市町村及び市町村の連携主体：1/2
 (2) 第三セクター：1/3
- 補助対象経費
局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備 等



(参考) 令和2年度における山村地域への補助実績(交付団体:計1団体、交付決定額:43百万円)

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(令和4年度当初予算については、これらの者から設備の譲渡を受ける等、これらの者と同等のサービスを提供する民間事業者(承継事業者)を含む。)

○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

【令和4年度予算案 9.0億円】

(令和3年度補正予算 11.0億円)

(令和3年度当初予算 11.0億円)

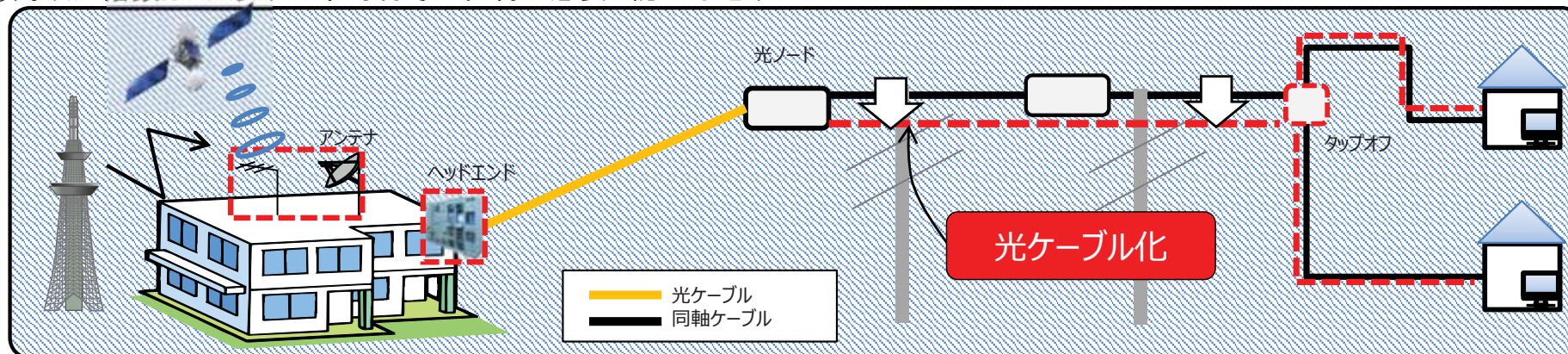
○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2

(2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



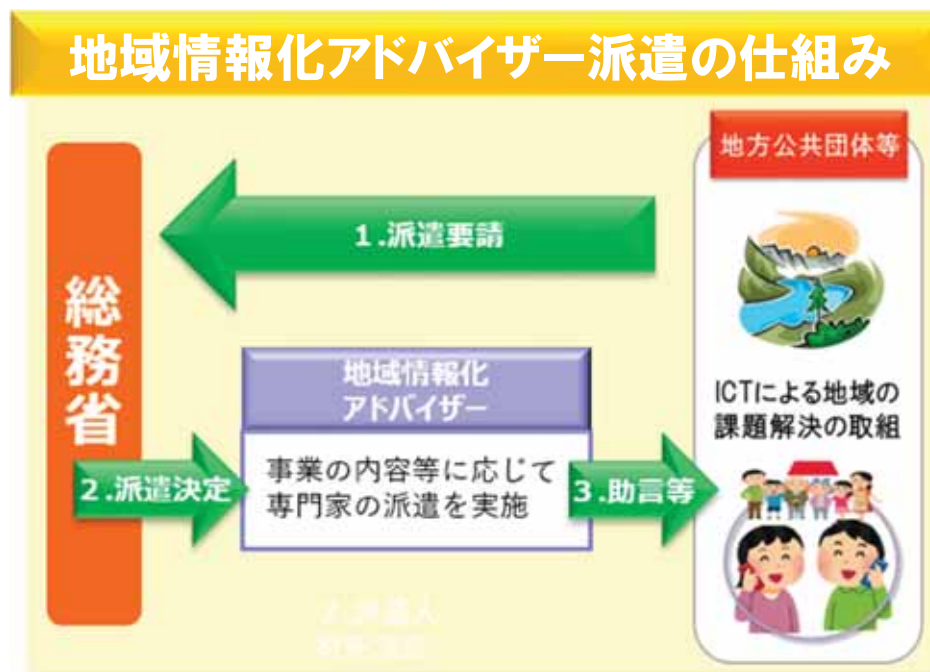
(参考) 令和2年度における山村地域への補助実績(交付団体: 計1団体、交付決定額: 133百万円)

令和4年度山村振興関係予算案の概要(地域情報化の推進)

地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として「地域情報化アドバイザー」の派遣を実施。さらに、セミナー・シンポジウム等による、先進的なICT利活用事例に関する普及・啓発活動等を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進。

令和4年度概算決定額：130百万円
(令和3年度当初予算額：150百万円)

- 地域情報化アドバイザー派遣事業
ICT/IoTの知見を有する専門家の派遣
- 地域情報化の人的支援方策等に関する調査研究
地域情報化の推進に関する総合的調査を実施
- セミナー開催等によるICT利活用の普及啓発等
各総合通信局において地域固有の実情を反映した地域情報化のための、普及・啓発等を実施



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R4予算額(案): 2.4億円
(R3予算額: 1.5億円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和2年度は5,560人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2021)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等を充実」することとしている(経済財政運営と改革の基本方針2021)。
- 具体的には、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・地域おこし協力隊をはじめとする各種の地方に対する人的支援施策の募集情報等を一元的に検索できるポータルサイトを総務省で構築し、マッチングを促進。加えて、制度のより一層のPRに向け、各種メディアやSNSを活用して周知・広報を大幅に強化。

■募集者数・魅力ある募集案件の増加に向けた自治体支援

- ・「募集を行っているが応募がない」等の課題を抱える自治体を対象に、有識者・中間支援組織・協力隊OB/OG等で構成するチームによる伴走支援をモデル事業として実施。併せてその成果を全国に共有し、自治体の募集案件の質量双方での拡充を図る。

隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の「段階別」の各種研修会を開催する。
- ・併せて、隊員の孤立化の防止に向け、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施するとともに、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化する等、隊員へのサポートの更なる充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。

任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進!



地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援
 (上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

令和4年度概算決定額 207億円
 令和3年度補正予算額 285億円

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
 - ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



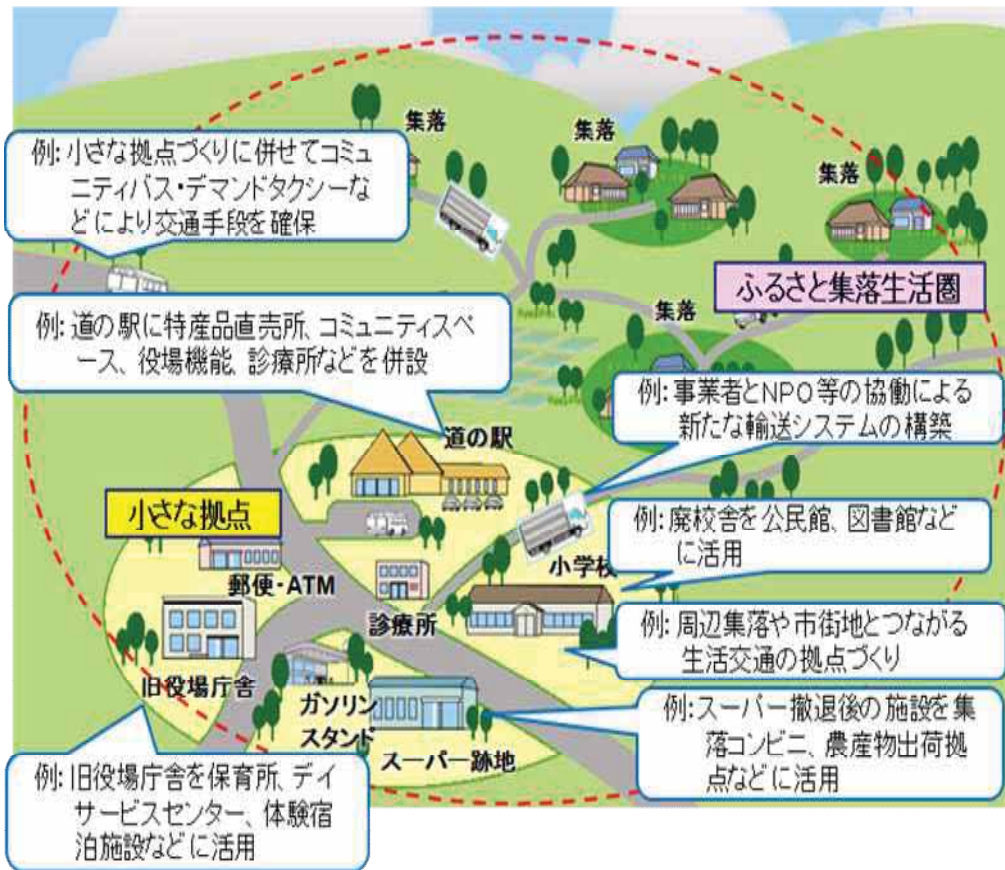
地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(継続)

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。
また、テレワークスペース等新しい働き方に対応した施設・設備の整備について支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

●対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)

●実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)

●補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)

●対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

小規模事業対策推進等事業

令和4年度予算案額 **53.3億円（53.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っていることから、令和元年度から令和5年度までの5年間で以下の取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進するとともに、新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、需要開拓及びそのための体制整備を支援します。
- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等と連携して実施する、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会・商工会議所等が、窓口相談や人員を派遣します。

成果目標

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の全てが目標を達成することを目指します。
- また、全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する地域活性化の取組を支援し、支援した事業者の売上・利益の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会等が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、アフターコロナを見据えた需要開拓のための展示会出展・デジタル化支援及びそのための体制の整備などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援・デジタル化支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が、各地の商工会、商工会議所等と連携し、地域産業の活性化、観光ルート開発等について、全国規模での販路開拓を支援することにより、地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

（3）制度改正等の課題解決環境整備事業

- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革、税制度の変更等の制度改正、グリーン・デジタルなどの成長分野における生産性向上対応等の諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう、全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談・巡回指導やセミナー等に対応する人員を派遣します。

（4）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

（5）法定経営指導員講習事業

- 小規模事業者支援法の改正により、経営発達支援計画、事業継続力強化支援計画には一定の知識と経験を有した経営指導員（法定経営指導員）を関与させる必要があります。本事業では、法定経営指導員の要件の一つである知識講習を実施します。

へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

令和3年度予算額（当初） 1兆3,932億円の内数 → 令和4年度予算案額 1兆4,918億円の内数
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

実施主体

市町村

負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

か所数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所

子ども・子育て支援施設整備交付金について

令和3年度予算額 191億円 → 令和4年度予算案 106億円

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】①市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

(1) 放課後児童クラブ整備費

〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

〔 ①国:2/3 都道府県、市町村:各1/6
②国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4 〕

(2) 病児保育施設整備費

〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10 〕

【令和4年度の主な改善事項】 新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕について、対象となる補助下限額を、300万円に引き下げ。(通常は500万円)

【令和4年度基準額案(創設の場合)】

(1) 放課後児童クラブ整備費 29,060千円(単独設置)、58,120千円(放課後子供教室と一体的に実施 等)

(2) 病児保育施設整備費 39,476千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算